

平成26年11月7日

特定個人情報保護委員会事務局 御中

一般社団法人 信託協会

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(案)」(本文、別添及び別冊による構成)に関する意見募集について

標記につきまして、別紙のとおり意見をとりまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

別紙

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（案）」（本文、別添及び別冊による構成）に関する意見

	該当頁等	意見・質問・確認事項等	理由
1	本文 29 頁	<p>個人情報保護法第 25 条に基づく開示の求めに関しては、法の解釈上当然に特定個人情報の提供が認められるべき場合に該当するとのことであるが、法定調書の写しを本人宛に送付する際、本人以外の個人番号が含まれている場合(*)はマスキング等の対応が必要になるのか。</p> <p>(*)例えば、遺族の支払調書（退職手当金等受給者別支払調書）には、遺族以外にも死亡した受給者の個人番号も記載されることとなる。遺族より当該支払調書の写しを請求された場合、死亡した受給者の個人番号部分についてまで、マスキング等の対応が必要になるのか。</p>	<p>個人情報保護法等の法の解釈により、本人の特定個人情報については、本人宛開示することは可能とのことだが、本人以外の特定個人情報が含まれている場合の取り扱いについて確認させていただくもの。</p>
2	本文 29 頁	<p>個人情報保護法第 25 条に基づく開示の求め等によらず、本人宛に法定調書等の写しを送付することはできないのか。</p>	<p>支払調書に関しては、本人からの請求の有無によらず確定申告書の作成等のために本人宛に写しを提供している場合があるため、当該事務の可否について確認させていただくもの。</p>

	該当頁等	意見・質問・確認事項等	理由
3	<p>本文31頁 第2パラ グラフ下 線後</p> <p>別冊15頁 別冊16頁 3-(3)A、 3つ目の *</p>	<p>「本文・第4-3-(3)B 保管制限と廃棄」および「別冊・3-(3)B 保管制限と廃棄」にて『その個人番号部分を復元できない程度に<u>マスキング又は削除した上で保管を継続することは可能</u>である。』とあり、「別冊・3-(3)A 収集制限」にて『・・・個人番号が記載された書類の提出を受けた場合、番号法第19条各号のいずれにも該当しないため、そのまま当該書類を受け取ることはできないが、当該書類の個人番号部分を復元できない程度に<u>マスキングすれば受け取ることは可能</u>である。』とある。</p> <p>これは、復元できない程度にマスキングした個人番号の表示がある帳票・データ等は、特定個人情報ではないことを意味しているとの理解でよいか。</p> <p>また、マスキングの上で受領することが想定される源泉徴収票等（＝「支払を受ける者に渡される」法定調書）については、支払をする者が作成する時点で、特定個人情報ではない帳票とすることを許容(*)していただきたい。</p> <p>(*)具体的には「個人番号欄は空白で可」とする、または、前述の理解が正しければ「個人番号部分を復元できない程度にマスキングすることも可」とする方法が考えられる。</p>	<p>特定個人情報ではない帳票とすべき理由の具体例としては、次のようなものが考えられる。</p> <p>所得税法第226条（源泉徴収票）第3項において、「公的年金等の支払いをする者は、支払を受ける者の各人別に源泉徴収票二通を作成し、一通を税務署長に提出し、他の一通を支払を受ける者に交付しなければならない。」とされており、この源泉徴収票については、平成26年7月9日公布の官報号外第154号「所得税法施行規則の一部を改正する省令」にて、本人および扶養親族の個人番号の記載が必要となった。</p> <p>支払を受ける者に渡される源泉徴収票は確定所得申告書の添付書類として必要であるために交付しているが、この確定所得申告書にも平成26年7月9日公布の官報号外第154号「所得税法施行規則の一部を改正する省令」にて、本人および扶養親族の個人番号の記載が必要となったことにより、税務署では確定申告の書類で個人番号の確認が可能となったため、申告書の添付書類である、支払を受ける者に渡される法定調書への個人番号の記載は実務上不要と思われる。</p> <p>支払を受ける者にとっては、実務上は個人番号の表示が必須ではないと考えられるにもかかわらず、個人番号が表示されてしまっている法定調書が複数作成・郵送されてくることになり、これら法定調書を、支払を受ける者は、自ら個人番号が流出しないように確りと管理しなければならなくなってしまう。</p> <p>以上の事情等を勘案し、支払を受ける者に渡される法定調書には、個人番号の表示を不要とするようにしていただきたい。</p>

	該当頁等	意見・質問・確認事項等	理由
4	<p>本文31頁 第2パラ グラフ下 線後</p> <p>別冊15頁 別冊16頁 3-(3)A、 3つ目の *</p>	<p>ガイドライン等で、例えば、「このマスキングとは上位6桁目以上を数値の代わりに「*」などに置き換える、もしくは上位6桁目以上を切り取り、下位6桁未満の番号のみ表示することを意味します。」などの具体的な基準を記載していただきたい。</p>	<p>複数の個人番号利用事務等実施者が異なる位置のマスキングを行った場合、複数の帳票を組み合わせることにより、個人番号が復元されてしまう虞があるため、ガイドライン等での具体的な基準の記載は重要と考えている。このマスキングの意味および基準が明確になれば、システム構築に反映したく、早急にお示しいただきたい。</p> <p>なお、「6桁」は、個人番号の秘匿性の保持の観点と、個人番号の突合確認の際の必要性の観点から、概ね目安となる数値として記載したもの。</p>
5	<p>本文54頁 Fのa</p>	<p>金融機関の業務として、渉外担当者が顧客の自宅等に行き、手続き書類を受領することが考えられる。この際に、顧客自宅等で個人番号を取得して、営業所等に持ち帰ることは問題ないか。</p>	<p>この場合、渉外担当者が個人番号を取得する場所は、特定個人情報等を取り扱う区域（取扱区域）の外に該当することになると考えられるが、問題ないかを念のため確認したい。</p>
6	<p>別冊9頁 ㊦</p>	<p>番号法が施行される平成28年1月1日以前に顧客が金融機関に対して番号を告知して来た場合、金融機関は番号を取得することはできない、という理解でよいか。</p> <p>この理解が正しい場合、国民に対して平成28年1月1日までは金融機関等の個人番号利用事務等実施者は個人番号を取得することができないので提供を控える旨を周知していただくことが望ましい。例えば通知カードを送付する際に明記頂くことなどを検討いただきたい。</p>	<p>金融機関としては、平成28年1月以前から番号の告知に関する顧客宛アナウンスを開始することが想定されるが、平成28年1月以前に顧客から番号の告知がなされる可能性があるため、番号の取得可否について明らかにしておきたいもの。</p>

以上